

【京都府議会議長賞】

「聴覚障がい者」

京都市立二条中学校3年

秋田 聖人



皆さんは、“聴覚障がい者”を知っていますか。“聴覚障がい者”とは、その名の通り、聴覚に障がいがある人のことです。「視覚障がい者」など他の障がい者と違い、耳が聞こえにくい以外は、健聴者と同じように動けるし、外見上は障がいがないように見えるため、「見えない障がい」「分かりにくい障がい」といわれています。

聴覚障がいには、「伝音性」「感音性」「混合性」の3つの種類があります。「伝音性」は外耳から中耳、「感音性」は内耳や聴覚神経に問題があるもので、「混合性」は伝音性と感音性が合わさったものです。感音性難聴の人が最も多いといわれています。

なぜ、この説明をしたのかというと、実は僕は聴覚障がい者です。生まれつきの感音性難聴です。僕が所属している二条中学校は、京都市で唯一、「難聴学級」があり、聴覚障がい者に対する支援が充実している中学校です。どのような支援があるのかというと、授業では指文字や手話を使ってくれたり、口を大きく開けてはっきり話してくれたり、集会では原稿をパソコンで打って、スクリーンに映し出したりしてくれます。さて、皆さんは、「これだけの支援をしているのなら、二条中の聴覚障がい者は授業の内容や友だちの話などは全部分かっているだろう。」と思いませんか。答えはノーです。聴覚障がい者は、ほとんどの人が「補聴器」や「人工内耳」をつけています。ただ、補聴器や人工内耳をつけていても、全ての音や声が明瞭に聞こえるようになるわけではありません。口を大きく開けるなどの工夫をしてもらっても、全ての話が100パーセント分かるようになる、ということはないということを知ってほしいです。一番は文字による支援だが、その場合、ペンや紙など文字を書いたり入力するものが必要になり、時間もかかるため、いつでもできる、というわけではないのがもどかしいです。

皆さんは、去年の7月頃、「津久井やまゆり園」で起こった障がい者大量殺人事件を覚えていますか。この事件の犯人は、「障がい者はいなくなるべき。」と主張し、今もその意見を変えていないそうです。僕は、そのことに怒りを隠せません。今回の事件で被害にあったのは知的障がい者だが、視覚障がい者、聴覚障がい者も“障がい者”に含まれます。障がい者にとって人権や生きる権利はあります。「障がい者は社会の役に立たない」という主張もあるが、障がいがあっても、小さなことでも何かできることはあるはずで。僕はそう思っています。

話は変わって、「半分、青い」という朝ドラを見たことはありますか。このドラマの主人公は、片耳が聞こえないです。このドラマで聴覚障がい者について知った人もいるのではないのでしょうか。しかし、難聴である僕から見ると、聴覚障がいにしては違和感がある場面があります。まず、授業のとき、主人公が「先生、こんなこと言っていたのか。」となった場面がありませんでした。片耳だけとはいえ、聴覚障がい者は先生の話が100パーセント分かる、ということはありません。もしかしたら、分からない、という素振りをしていたかもしれませんが、そういうアピールをはっきりとやっていたようには感じられませんでした。次に、健聴者との会話がスムーズすぎることです。何回か聞き返したり、分からない、という表情はするはずなのに、それがありませんでした。片耳だけ聞こえないとはいえ、聴覚障がい者にしては健聴者とあまり変わらなさすぎじゃないか、と僕は思います。もう少し、聴覚障がい者ばい素振りがあっても良いんじゃないかな、と思います。

もっと障がい者に対する認識が深まり、障がい者が過ごしやすい社会になると良いな、と思います。そのためにも、自分が必要な支援、できることなどを積極的にアピールしていきたいです。